

北九州市上下水道局給水装置等工事資金融資制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、給水装置及び受水槽以下の設備（以下「給水装置等」という。）の新設又は改良の工事に必要な資金を融通することにより、その工事の実施を促進し、もって赤水、出水不良、未給水地区等の解消を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水装置 北九州市水道条例(昭和38年条例第119号以下「条例」という。)第3条に規定するものをいう。
- (2) 受水槽以下の設備 水道水を受水するために設けられた水槽及びこれから給水するために設けられた設備をいう。

(資金の預託)

第3条 上下水道局長（以下「局長」という。）は、この融資制度を実施するため、予算に定める範囲内で一定金額の資金を局長が指定する金融機関（以下「金融機関」という。）に預託するものとする。

(融資金の範囲)

第4条 金融機関は、前条の規定により局長が預託した資金の額にそれと同額以上の自己資金を加えた金額の範囲内で、次条に定める工事に必要な資金の融通を行うものとする。

(融資の対象工事)

第5条 融資の対象となる工事は、次の各号に掲げるもので、これに要する費用が5万円以上のものとする。

- (1) 老朽した給水装置を改良する工事
- (2) 給水装置を共同で使用している者が各戸に専用の給水装置を新設する工事
- (3) 受水槽以下の設備を新設又は改良する工事
- (4) 私道又は配水管が布設されていない公道に給水装置を新設する工事
(宅地内に係るものを除く)
- (5) 給水装置が設置されていない住宅に給水装置を設置する工事

(融資の対象費用)

第6条 融資の対象となる費用は、前条に定める工事に要する費用のうち、次に掲げる費用の合計額とする。

- (1) 設計費
- (2) 労力費

- (3) 材料費
- (4) 運搬費
- (5) 口径別納付金
- (6) 設計審査及び工事検査手数料
- (7) 工事監督費
- (8) 間接経費
- (9) その他局長が必要と認める経費

(融資の対象者)

第7条 融資を受けることができる者（以下「融資対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 給水装置等の所有者であること。
- (2) 毎月の収入額（給与明細書等により証明された年間の収入額の12分の1に相当する額）が、融資を受けた資金（以下「融資金」という。）に係る毎月の償還金の額の10倍以上あること。ただし、次条第1項第1号の規定による融資を受ける場合においては、この限りではない。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。

(共有施設に係る融資の形態)

第7条の2 共同で所有する給水装置等（新設しようとする場合のものを含む。以下「共有施設」という。）に係る工事の融資を受けようとする場合は、次のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 共有施設の所有者（以下「共有者」という。）が、共同で工事費を負担し、共同で受ける融資（以下「共有施設総代人融資」という。）。
- (2) 共有施設の共有者が、各人の負担額について共有者個人で受ける融資（以下「共有施設個人融資」という。）。

2 共有者が前項第1号の融資を希望する場合、共有者のうちから総代人を選定しなければならない。

3 前項に規定する総代人を変更しようとするときは、あらかじめ局長に届け出なければならない。

(連帯保証人)

第8条 融資を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、連帯保証人1人をたてなければならない。

2 前項の連帯保証人は、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 北九州市内に居住し、独立の生計を営み、かつ、申込者と同等以上の償還能力

があると認められる者であること。

(2) 当該工事に係る共有者でないこと。

3 融資を受けている者（以下「借受人」という。）は、連帯保証人が死亡したとき又は前項に規定する要件を欠くに至ったときは、新たに連帯保証人をたて、直ちに局長に届け出なければならない。

(融資額)

第9条 融資の額は、申込者1人につき5万円以上50万円以下とする。

2 共有施設総代人融資の場合の融資額は、当該工事に係る融資対象者が融資を受けることのできる額の合計額とする。ただし、当該工事1件につき、2,500万円を限度とする。

3 共有施設個人融資の場合において、当該共有施設に係る融資の合計額は、2,500万円を超えることはできない。

(融資の条件)

第10条 融資の条件は、次のとおりとする。

- (1) 融資の利率 年度当初における住宅金融支援機構の基準金利を超えない範囲で、局長と金融機関が定めた利率とする。
- (2) 償還期間 融資額が15万円以下のとき、2年以内。15万を超え50万円以下のとき、5年以内。共有施設総代人融資で50万円を超えるとき、10年以内
- (3) 償還方法 毎月の元利均等償還とし、融資を受けた日の属する月の翌月から償還を開始する。ただし、融資金の全部又は一部を繰上償還することを妨げない。
- (4) 延滞金 償還すべき金額にその償還すべき日の翌日から償還した日までの期間の日数に応じ、年14パーセントの割合を乗じて得た額とする。

(融資の申込み)

第11条 申込者は、別に定める融資申込書に必要事項を添えて局長に提出するものとする。

2 融資申込書の受付期間は、毎月1日から10日までとする。

(福岡県警察への照会)

第12条 上下水道局は申込者が第7条第3号の要件を満たしていることを、福岡県警察に照会し、確認するものとする。

(金融機関の責務)

第13条 金融機関は、融資後の融資金に関する一切の責任を負うものとする。

2 金融機関は、毎月の末日現在における融資状況を翌月10日までに局長に報告するものとする。

(重複融資の禁止)

第14条 借受人は、その融資金の償還が終わるまで、この制度による新たな資金の融資を受けることができない。

(融資金の一時返還)

第15条 借受人は、次の各号の一に該当するときは、返済制限をまたずに融資金に係る未償還金を一時に返還しなければならない。

- (1) 融資を受けて給水装置工事をした家屋を他人に譲渡し、又は貸与したとき。
- (2) 融資を受けた給水装置等を他人に譲渡し、又は廃止したとき。(給水装置を局長に無償譲渡した場合を除く。)
- (3) 虚偽その他不正の方法により融資を受けたとき。
- (4) その他この要綱に違反したとき。

(委任)

第16条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、局長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、昭和54年7月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和59年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の北九州市水道局給水装置等工事資金融資制度要綱の規定により融資を受けている者は、改正後の北九州市水道局給水装置等工事資金融資制度要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前に改正前の北九州市水道局給水装置等工事資金融資制度要綱の規定により融資を受けている者は、改正後の北九州市水道局給水装置等工事資金融資制度要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前に改正前の北九州市水道局給水装置等工事資金融資制度要綱の規定により融資を受けている者は、改正後の北九州市水道局給水装置等工事資金融資制度要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市上下水道局給水装置等工事資金融資制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北九州市上下水道局給水装置等工事資金融資制度要綱（以下「要綱」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(金融機関)

第2条 要綱第3条により指定する金融機関は、株式会社 西日本シティ銀行とする。

(融資対象工事の範囲)

第3条 要綱第5条に規定する融資の対象となる工事の範囲は、次のとおりとする。

(1) 同条第1号の工事

ア 赤水、不出水若しくは漏水の原因となっている給水装置を布設替えし、又は更生する工事

イ 赤水又は出水不良のため、分岐箇所を変更する工事

ウ 給水装置を整理統合する工事

(2) 同条第2号の工事

地下1階及び地下2階までの建物に係る工事

(3) 同条第3号の工事

ア 受水槽以下の設備（以下「設備」という。）を新設する工事（既設の設備から給水を受けるため、施設分担金等を負担する場合を含む。）

イ 設備の老朽化により、改良する工事

ウ 設備を拡張する工事

(4) 同条第4号の工事

私道又は公道に30メートル以上にわたり給水装置を新設する工事

(5) 同条第5号の工事

ア 給水装置を新たに設置する工事

イ 設備、井戸水配管等から給水装置に切り替える工事

(融資申込額の端数処理)

第4条 融資申込額に1万円未満の端数があるときは、端数は切り捨てるものとする。

(提出書類)

第5条 要綱第11条に定める融資申込書は、第1号様式のとおりとする。

2 要綱第11条に定める必要書類は、次のとおりとする。ただし、要綱第5条第3号に規定する工事に係る場合にあつては、第2号から第4号までの書類とする。

(1) 給水装置工事申込書の写し 1部

(2) 設計書及び見積書の写し 1部

(3) 要綱第8条に定める申込者（以下「申込者」という。）及び連帯保証人の給与証明書又は所得額証明書 各1部

(4) その他局長が必要と認める書類

1部

(共有施設に係る融資の申込み)

第6条 共有施設総代人融資において、共有者は、共同して共有施設工事融資資金連帯債務保証誓約書(第2号様式)を作成し、これを融資申込書に添付して申し込まなければならない。

2 共有施設個人融資において、申込者は、当該工事に係る他の申込者と共同して共有施設工事融資個人別負担額明細書(第3号様式)を作成し、これを融資申込書に添付して申し込まなければならない。

3 共有施設総代人融資又は共有施設個人融資を受ける場合において、要綱第5条第1号又は第5号の工事に係る融資を同時に受けようとする者は、次の方法によらなければならない。

(1) 共有施設総代人融資の場合にあつては、当該工事の融資申込書を併せて上下水道局長(以下「局長」という。)に提出しなければならない。

(2) 共有施設個人融資の場合にあつては、共有施設に係る融資申込額に当該工事の融資申込額を加算した額を記載した融資申込書を局長に提出しなければならない。

4 前項の規定による融資において、融資申込額の合計額は、申込者1人につき50万円を限度とする。

(総代理人の責務)

第7条 総代理人は、融資の申込み及び融資金の償還に当たっては、共有者である借受人を代表してこれを行わなければならない。

2 総代理人は、共有者である借受人が要綱第15条第1号又は第2号に該当する場合は、直ちに局長に届け出なければならない。

(融資の決定)

第8条 局長は融資の申込みがあつたときは、現地調査及び書類審査を行い、要綱第5条及び第7条の規定に適合すると認めたときは、第5条第1項に規定する融資申込書を金融機関に送付し、適合しないと認めたときは、その旨を申込者に通知するものとする。

2 金融機関は、前項の規定により融資申込書の送付を受けたときは、速やかに必要な調査を行い、融資の可否を決定し、その旨を局長に報告しなければならない。

(しゅん工届)

第9条 設備の工事に係る融資を受ける者は、当該工事が完了したときは、直ちに給水装置工事に準じ、しゅん工届兼検査願を局長に提出し、局長の検査を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、既設の設備を利用するため施設分担金等を負担した者は、その領収書に分担金等の根拠規約を添えて局長に提出することにより、しゅん工届兼検査願を提出したものとみなす。

(検査完了通知)

第10条 局長は、給水装置又は設備の工事の検査が完了したときは、給水装置工事等しゅん工検査完了通知書(第4号様式。以下「検査完了通知書」という。)を申込者に交付する。

(借受手続)

第11条 申込者は、局長から検査完了通知書の交付を受けたときは、速やかにこれを金融機関に提出し、融資に必要な手続きを行うものとする。

(償還額)

第12条 融資金の償還期間及び毎月の元利均等償還額は、金融機関と申込者が協議し決定する。

付 則

(施行期日)

この要領は、昭和54年7月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、昭和59年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、現に改正前の北九州市水道局給水装置等工事資金融資制度実施要領により融資を受けている者は、改正後の北九州市水道局給水装置等工事資金融資制度実施要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則

1 この要領は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

付 則
(施行期日)

- 1 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

給水装置工事資金融資申込書
北九州市上下水道局長 様

工事事務所管理課					所長
係	給水係	係	管理係長	管理課長	

配水管理課			水道部長
係	給水係長	課長	

受 付	番号				
	年 月 日				

下記のとおり融資を受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。
なお暴力団の利益になることの有無を確認するため、福岡県警察へ
申込者の照会を行うことに同意します。

項目	申込者	連帯保証人	本人との関係
フリガナ			
氏名	(印)	(印)	
生年・性別 月日	大正・昭和 平成 年 月 日生 男・女		
住所 (TEL)	(TEL)	(TEL)	
勤務先 (TEL)	(TEL)	(TEL)	

注 印鑑証明の印鑑を押して下さい。

融資申込金額	¥ 万円	工事費等見積金額	¥ 万円
希望償還期間	元利均等償還 (回払)	工事施工場所	
希望金融機関 (既設預金)	普通預金 口座番号	銀行 支店 口座名義人	
工事区分	要綱第 条	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5	
工事予定期間	年 月 日	～ 年 月 日	
施行事業者名	(TEL)		

水栓番号		工事費等見積金額内訳	
使用者番号	冊 番 S	前受受託工事費	円
融資査定金額	万円 回払	口径別納付金	円
		材料費・工事費	円
		計	円
備考			

- 添付書類
1. 給水装置工事申込書の写し 1部
 2. 設計書及び見積書の写し 1部
 3. 申込者及び連帯保証人の給与証明書又は所得額証明書 各1部
 4. その他局長が必要と認める書類 1部

(日本産業規格 A4)

年 月 日

給水装置等工事竣工検査完了通知書

申 込 者

様

北九州市上下水道局長 (印)

給水装置工事竣工検査結果、下記のとおり適正に完了したことを認めます。

融資申込受付番号		融資申込受付年月日	年 月 日
工 事 場 所	区		
竣 工 年 月 日	年 月 日		
検 査 年 月 日	年 月 日		
検 査 員 氏 名			
取 扱 金 融 機 関	銀行 支店 (TEL)		

注意： この通知書と申込者及び連帯保証人の印鑑及び印鑑証明書を取扱金融機関に持参して借り受けに必要な手続をして下さい。

給水装置等工事資金融資制度事務手順

番号	扱 者	処 理 内 容
1	申込者	指定工事事業者に工事を申込み。
2	指定工事事業者	給水装置工事資金融資申込書、他添付書類一式を上下水道局工事事務所給水係に提出する。 【注】申込者、連帯保証人とも実印を押印する。 【注】共同で工事を行うものは、別に「共有施設工事融資資金連帯債務保証誓約書」を2部提出し、同書に記入されている者すべての所得証明書を添付する。
3	水道工事事務所 給水係	次の次項について確認する。 ① 対象工事の確認 要綱に示す対象工事であること。 【注】必要があれば、現地を確認する。 ② 融資資格の確認 融資申込者が給水装置工事申込書の所有者と同一であること。 福岡県警察署へ申込者が暴力団と関わりがないことを照会する書類を市民文化スポーツ局安全・安心相談センターに提出し、回答をもらうこと。 その他、融資資格条件に合致していること。 ③ 見積書の確認 見積書の内容、算定金額を確認する。 以上不備がなければ給水装置工事資金融資申込書に押印する。
4	管理係	提出書類及び記載事項を確認し、不備がなければ給水装置工事資金融資申込書に押印し、融資台帳に記入する。 【注】受付番号は記入しない。
5	配水管理課給水係	書類を審査 融資申込書に融資査定金額、受付番号を記入し、金融機関用申込書に局長印を押印する。 融資申込書他一式の写しをとって保管し、正本は金融機関に送付する。 【注】融資申込書のうち上下水道局用は正を保管する。

番号	扱 者	処 理 内 容
6	金融機関	融資申込書一式を審査し、結果を配水管理課に報告する。
7	指定工事事業者	工事完了後、所定の検査を受ける。 検査合格後発行される「給水装置等工事竣工検査完了通知書」を、申込者に通知する。
8	申込者	給水装置等工事竣工検査完了通知書を金融機関へ提出する。 【注】普通預金口座のない申込者は、新たに口座を開設する。
9	金融機関	融資手続完了後、申込者と協議のうえ定めた融資金を申込者の口座に振込む。 毎月、末日における融資金償還状況報告書作成し、配水管理課に報告する。

水槽式給水から直結式給水への切り替えに伴う給水装置工事の取扱い実施要領

(目的)

第1条 この要領は、給水方式を水槽式給水から直結式給水へ切り替える際に、水道事業管理者（以下「管理者」という。）が行う給水装置工事（以下「管理者施行工事」という。）に関する取扱いを定めるものとする。

(費用の免除)

第2条 管理者は、給水装置工事の申込者（以下「申込者」という。）が負担すべき費用のうち、管理者施行工事に係る費用について、北九州市水道条例第37条の規定により免除することができるものとする。

(適用の要件)

第3条 管理者施行工事の適用を受けようとする給水装置工事は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。

- (1) 既存の給水装置が平成11年以前に設置されたものであること。
- (2) 建物を建て替えせずに直結式給水へ切り替えるものであること。
- (3) 管理者が、道路内の給水装置の増口径が必要と認めたものであること。
- (4) 申込者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員）若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(管理者施行工事の範囲)

第4条 管理者施行工事の範囲は、申込みのあった給水装置工事のうち、配水管が布設された道路（公道に限る。以下「道路」という。）内における配水管への取付口から、道路境界直近の止水栓又は仕切弁及びその直近下流側の配管までとする。

(適用の申請)

第5条 申込者は、管理者施行工事の適用を希望するときは、管理者の定める方法で申請しなければならない。

- 2 管理者は、前項の規定による申請があったときは、第3条の要件により審査しその結果を申込者に通知するものとする。

(完了の確認)

第6条 申込者は、管理者施行工事について管理者の求めに応じて立会い、完了の確認を行わなければならない。

(記録の作成、保管)

第7条 管理者は、管理者施行工事について、必要な事項の記録を作成するものとする。

2 前項に規定する記録は、該当する給水装置が存続する間、保管するものとする。

(その他)

第8条 この要領の施行に関し、必要な事項は別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成22年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日の前日までに承認された給水装置工事については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

水槽式給水から直結式給水への切り替えに伴う給水装置工事の取扱い実施要領細則

(目的)

第1条 この要領は、水槽式給水から直結式給水への切り替えに伴う給水装置工事の取扱い実施要領（平成22年5月1日施行。以下「実施要領」という。）第8条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(免除する費用)

第2条 実施要領第2条に規定する管理者施行工事に係る費用は、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 北九州市水道条例第8条に規定する工事費
- (2) バルブ操作費
- (3) 洗管水量費
- (4) 広報費
- (5) 検査事務費

なお、管理者施行工事にあたり宅地内の支障となる部分の撤去復旧等に要する費用は、申込者の負担とする。

- 2 前項の支障となる部分とは、門、塀、樹木、構造物、石垣、擁壁法面、コンクリート、石張り、タイル等をいう。

(申請の受付)

第3条 実施要領第5条第1項に規定する申請は、管理者施行工事の適用申請書（様式1。以下「適用申請書」という。）をもって行うものとする。

- 2 適用申請書の申込者控えと上下水道局控えは、当該給水装置工事を所管する工事事務所が受けるものとする。
- 3 管理者は、適用申請書を受けたときは、工事事務所ごとに受付番号を付し、管理するものとする。
- 4 管理者は、前項の受付を行ったときは、給水装置工事申込書にゴム印で管理者施行申請欄（様式2）を設けるものとする。
- 5 管理者は、実施要領第5条第2項に規定する審査の結果について、適用申請書（申込者控え）の承認通知欄に公印を押印し、申込者に通知するものとする。
- 6 管理者は、管理者施行工事が完了したときは、申込者が実施要領第6条に規定する完了の確認を行ったのち、完了確認欄に記名押印した適用申請書（上下水道局控え）を受け取るものとする。

第4条 前条第3項に規定する申請の受付、第4項に規定するゴム印の押印、第5項に規定する承認の通知及び第6項に規定する完了確認の受付は、給水装置工事の申込みの受付担当者（以下「受付担当者」という。）が行うものとする。

(照会)

第5条 受付担当者は実施要領第3条4号に規定する要件に適合していることを、市民文化スポーツ局安全・安心相談センターを經由して、県警察に照会し、確認するものとする。ただし、県警察への照会を省略できる具体的な理由があるときは、省略することができる。

(管理者施行工事の施行の方法)

第6条 管理者施行工事は、直結式給水施行要綱（以下「要綱」という。）、水道用ポリエチレン管施工要領、北九州市上下水道局水道工事標準仕様書及び関係規定並びに関係通知のほか、次の各号の定めにより施行するものとする。

(1) 道路境界直近の止水栓又は仕切弁は、原則として道路境界から概ね1メートル以内に設置する。

(2) やむを得ない事由により、管理者施行工事が公道内にとどまるときは、止水栓又は仕切弁を、公道内の道路境界直近に設置する。

2 管理者は、管理者施行工事について、申込者が依頼した指定給水装置工事事業者（以下「指定業者」という。）または管理者の指示する水道工事センターに実施させるものとする。

3 管理者施行工事を指定業者が行うときは、北九州市上下水道局簡易工事執行要領に基づき施行するものとする。

4 管理者施行工事を水道工事センターが行うときは、受付担当者は給水装置工事の着工を許可したのち、給水装置工事申込書の記載事項に基づき、管理者施行工事の範囲を明示した資料を作成し、工事事務所給水係の水道工事センター担当者（以下「センター担当者」という。）へ指令を依頼するものとする。

5 センター担当者は、水道工事センターへ指令する際、修繕工事受付メモに直結切替印（様式3）を押印するものとする。

6 センター担当者は、工事精算登録を入力する際、予算区分として「直結切替促進」を選択するものとする。

(記録の作成、保管の方法)

第7条 管理者施行工事に係る記録の作成及び保管は、次の各号の定めるところにより行うものとする。

(1) 受付担当者は、第3条第1項に規定する申請があったときは、同条第3項の規定により管理者施行工事の適用申請台帳（様式4。以下「台帳」という。）に登録する。

(2) 受付担当者は、管理者施行工事の清算が完了したときは台帳に修繕工事番号、工種と指定材料を合計した工事費、支給材料費、検査事務費及び完了年月日を記入する。

(3) 受付担当者は、第3条第6項の規定に基づく完了確認の提出があったときは、給水装置工事申込書に添付する。

(4) 受付担当者は、四半期ごとに台帳をもって工事事務所長へ報告を行う。

(5) 前条の報告を受けた工事事務所長は、当該台帳をもって配水管理課長へ報告を行う。

付則

(施行期日)

1 この細則は、平成22年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この細則の施行の日の前日までに承認された給水装置工事については、この細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付則

(施行期日)

1 この細則は、平成22年7月1日から施行する。

付則

(施行期日)

1 この細則は、平成24年4月1日から施行する。

付則

(施行期日)

1 この細則は、平成27年4月1日から施行する。

付則

(施行期日)

1 この細則は、令和2年11月1日から施行する。

受付番号：

管理者施行工事の適用申請書（申込者控え）

年 月 日

北九州市水道事業管理者
上下水道局長 様

申請者（給水装置工事の申込者）

住 所 _____

フリガナ

氏 名 _____

生年月日 昭和・平成 _____ 年 月 日

性 別 _____ 男・女

連 絡 先 _____

適用を申請する給水装置の水栓番号	(区)
切り替え前の水栓番号	
手続等を委任する指定給水装置工事事業者	(指定番号)

- 1 給水方式を水槽式給水から直結式給水へ切り替える際に必要となる給水装置工事について、道路内の工事を上下水道局で施行して頂くよう申請します。
- 2 申請にあたって以下の事項を承諾します。
 - (1) 道路内の工事に関する位置、工程等の調整に協力し、道路掘削占用申請に必要な資料を提供します。
 - (2) 宅地内における公私境界直近まで給水装置を設置するため、上下水道局の工事で宅地内を掘削することに同意します。
 - (3) 宅地内の工事にあたり支障となる門、塀、樹木、構造物、石垣、擁壁法面、コンクリート、石張り、タイル、その他（ ）の撤去復旧に要する費用は、申込者において負担します。
 - (4) 上下水道局が行う宅地内の工事の埋戻しは発生土によることに同意します。
 - (5) 上下水道局の工事に立ち会って完了を確認し、完了確認書を提出します。
 - (6) 本件に関して利害関係人及び第三者から異議の申立てがあったときは、申請者の責任において解決します。
- 3 暴力団の利益になることの有無を確認するため、県警察へ照会を行うことに同意します。

【承認通知】

申請のあった上記の件について、管理者施行工事の適用を承認 する・しない。

北九州市水道事業管理者 上下水道局長 印

受付番号：

管理者施行工事の適用申請書（上下水道局控え）

年 月 日

北九州市水道事業管理者
上下水道局長 様

申請者（給水装置工事の申込者）

住 所 _____

フリガナ

氏 名 _____ (※)

(※)本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

生年月日 昭和・平成 _____ 年 月 日

性 別 _____ 男・女

連 絡 先 _____

適用を申請する給水装置の水栓番号	(区)
切り替え前の水栓番号	
手続等を委任する指定給水装置工事事業者	(指定番号)

- 1 給水方式を水槽式給水から直結式給水へ切り替える際に必要となる給水装置工事について、道路内の工事を上下水道局で施行して頂くよう申請します。
- 2 申請にあたって以下の事項を承諾します。
 - (1) 道路内の工事に関する位置、工程等の調整に協力し、道路掘削占用申請に必要な資料を提供します。
 - (2) 宅地内における公私境界直近まで給水装置を設置するため、上下水道局の工事で宅地内を掘削することに同意します。
 - (3) 宅地内の工事にあたり支障となる門、塀、樹木、構造物、石垣、擁壁法面、コンクリート、石張り、タイル、その他 () の撤去復旧に要する費用は、申込者において負担します。
 - (4) 上下水道局が行う宅地内の工事の埋戻しは発生土によることに同意します。
 - (5) 上下水道局の工事に立ち会って完了を確認し、完了確認書を提出します。
 - (6) 本件に関して利害関係人及び第三者から異議の申立てがあったときは、申請者の責任において解決します。
- 3 暴力団の利益になることの有無を確認するため、県警察へ照会を行うことに同意します。

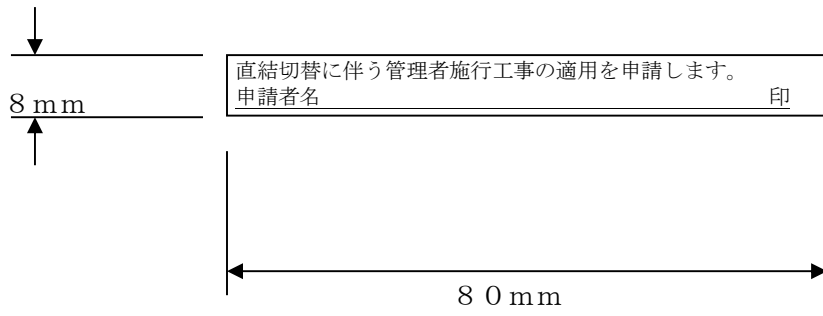
【完了確認】

上下水道局が行う給水装置工事について完了を確認しました。

申請者（給水装置工事申込者） _____ (※)

(※)本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

管理者施行申請欄



直結切替印

